破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１２８号
仙台市宮城野区岩切字台屋敷121番地の５
債務者　佐々木あさ美
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　航平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午前11時35分
５　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
仙台市青葉区国見１丁目13番30号　桜荘101
債務者　近藤　　香
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関野　　純
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月29日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
宮城県角田市尾山字宿原78番地14
債務者　大風　節子
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第４４３号
京都市下京区河原町通四条下る順風町311番地エスリード四条河原町504号
債務者　高橋　正樹
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今泉　　忠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７９７号
福岡市博多区博多駅南３丁目８番27―1503号、住民票上の住所福岡市博多区美野島１丁目21番５―102号、旧住所長崎市滑石２丁目36番40―1107号
債務者　藤井　真治（旧姓森）
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　雅敏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９３０号
大阪府吹田市佐竹台５丁目１番B32―304号
債務者　小寺　昭博
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　巴山　勝旭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５９号
大阪市此花区西島４丁目１番20―2102号
債務者　本田　和恵
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南　亜矢子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３０２号
大阪市西区千代崎２丁目５番８号　505、前住所大阪市西淀川区姫島６丁目10番37号
債務者　藤島　謙治
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茶本　成昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３６８号
大阪市此花区春日出北１丁目２番３号　サンロードマンション802号
債務者　本多　嗣門
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　甲治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３７３号
大阪府八尾市楽音寺１丁目82番地の２
債務者　中東　正賢
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　一隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４１３号
兵庫県尼崎市立花町１丁目９番15号　３階
債務者　松田　義彦
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寳谷　英一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４３９号
大阪府守口市馬場町３丁目６番１―201号、前住所大阪府八尾市西弓削２丁目134番地
債務者　村上　一郎
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下尾　　裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４号
兵庫県姫路市手柄380番地
債務者　田村八重子
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　　勉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６０号
福島市飯坂町字横町29番地
債務者　草野　幸子
１　決定年月日時　平成24年４月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉持　　恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１３７９号
大阪府門真市柳田町13番17―16号
債務者　本谷　一栄
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福栄　泰三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３７５号
鳥取市西品治98番地１　マルベリーガーデンA102号
債務者　中川　英幸
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福栄　泰三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６７号
愛知県西尾市熊味町大道北33番地　Ａ・Ｃｉｔｙ熊味Ⅱ207号室、前住所愛知県西尾市今川町馬捨場20番地　サン・リバー205号室
債務者　澤田　信幸
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長澤　幸祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係